

河川管理施設建屋屋上への 太陽光パネル設置について



発行 令和4年9月
国土交通省 水管理・国土保全局 水政課
河川環境課



- 令和2年10月、我が国として「2050年カーボンニュートラル」を目指すことを宣言しました。これを受け、「地球温暖化対策の推進に関する法律」を一部改正し、2050年カーボンニュートラルを基本理念として定めるとともに、令和3年10月には「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略」を閣議決定するなど、2050年カーボンニュートラルの実現に向け、太陽光発電や水力発電などの再生可能エネルギーの期待も高まっています。
- 再生可能エネルギーの最大限の導入に向けては、国、地方公共団体、民間企業等それぞれの領域における取組の推進が求められており、河川区域内においても、2050年までにカーボンニュートラルを実現するために、再生可能エネルギーの導入の最大化を図る必要があります。
- 再生可能エネルギーの導入促進にあたり、既存のダムでは、水力発電を実行可能なダムで最大限導入することとしていますが、更なる導入支援を行うため、河川区域内においても、洪水による太陽光発電設備（以下「発電設備」という。）の損傷のリスクが少ない河川管理施設の建屋屋上を対象に、パンフレット（対象施設、設置手続き、設置にあたっての留意事項等を記載）をとりまとめました。
- 発電設備の設置を希望される電気事業者（以下「事業者」という。）の方は、本パンフレットをご活用ください。
- また、国が管理している100m²以上の屋上を有する河川管理施設の一覧を、以下のURLにて公表しております。



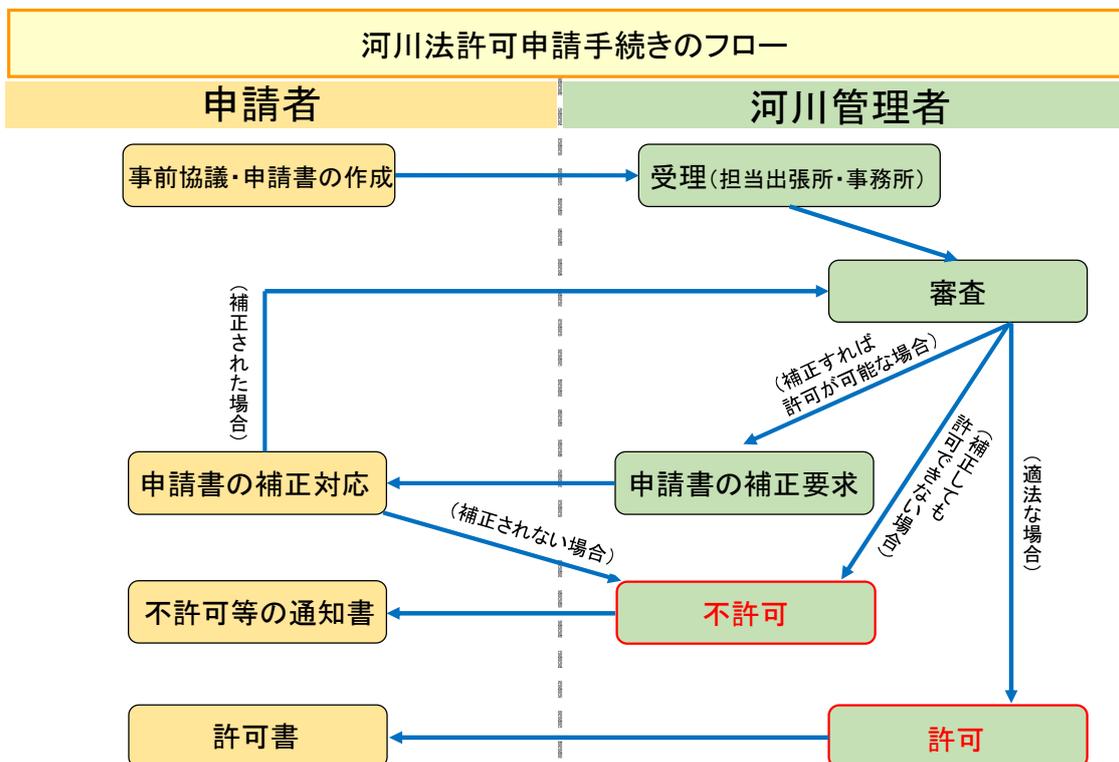
https://www.mlit.go.jp/river/pamphlet_jirei/pdf/okujoshisetsu.pdf



太陽光発電設備の設置手続き



河川管理施設の建屋屋上への発電設備の設置にあたっては、河川法第24条(土地の占用の許可)、第26条第1項(工作物の新築等の許可)の規定に基づく許可が必要になります。発電設備を設置する施設により、条件が異なる場合がありますので、設置を検討する際には、対象施設を管理する河川管理者へお問い合わせください。



機関名	部署名	所在地	電話番号
北海道開発局	建設部 建設行政課	〒060-8511 北海道札幌市北区北8条西2丁目	011-709-2311
東北地方整備局	河川部 水政課	〒980-8602 宮城県仙台市青葉区本町3-3-1	022-225-2171
関東地方整備局	河川部 水政課	〒330-9724 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1	048-601-3151
北陸地方整備局	河川部 水政課	〒950-8801 新潟県新潟市中央区美咲町1-1-1	025-280-8880
中部地方整備局	河川部 水政課	〒460-8514 愛知県名古屋市中区三の丸2丁目5番1号	052-953-8119
近畿地方整備局	河川部 水政課	〒540-8586 大阪府大阪市中央区大手前1-5-44	06-6942-1141
中国地方整備局	河川部 水政課	〒730-8530 広島県広島市中区上八丁堀6-30	082-221-9231
四国地方整備局	河川部 水政課	〒760-8554 香川県高松市サンポート3番33号	087-851-8061
九州地方整備局	河川部 水政課	〒812-0013 福岡県福岡市博多区博多駅東2丁目10番7号	092-471-6331

※都道府県が管理する河川については、それぞれの河川管理者にお問い合わせください。

太陽光発電設備の設置にあたっての主な留意事項



計画段階の留意事項

1. 発電設備の設置場所は、河川管理施設の建屋屋上とする。
2. 河川管理施設の建屋屋上に設置する発電設備は、再生可能エネルギーの普及を目的に設置するものであり、関係法令、規則及び技術基準等に準拠した構造であること。
3. 電気事業法施行規則第3条第3項に基づく特例需要場所の要件を満たし、「一需要場所・複数引込」が認められる設備とすることとし、事業者において電気主任技術者等を選任すること。
4. 河川管理施設の建屋屋上は、太陽光発電の用に供する設備(太陽光モジュール及び支持物その他関連設備)が設置されることを構造上見込んでいないため、事業者において、上載荷重、耐震性等の構造の照査を行うこと。なお、照査及び対策に必要な費用は事業者の負担とする。
5. 河川管理施設の建屋の補強を行う場合、事業者が新たに設置する構造物・付属物のうち、建屋と一体となったものは河川管理者へ引き渡すものとする。その際、構造計算書・完成図面等を河川管理者へ提出すること。
6. 建屋屋上へのアクセス方法がない施設など、現場条件により必要となる設備については、事業者が準備すること。
7. 設置した発電設備により、河川管理上、支障が生じることとなった場合、事業者は発電設備の改築等を行うこと。なお、河川管理上の支障に伴い生じた損失や撤去・再設置等の費用については事業者の負担とする。

占用許可申請時の留意事項

8. 許可申請にあたっては、対象施設を管理する河川管理者に事前相談をすること。
9. 事業者は発電設備の設置に関し、他の行政庁の許可、認可その他の処分を受けることを必要とするときは、その許可、認可又は処分を受けていることを示す書面又は受ける見込みに関する書面を許可申請時に提出すること。

占用許可を受けた後の留意事項

10. 占用許可を受けた場合には、占用料(各都道府県が定める額)を支払うこと。
11. 占用許可の内容を変更(改築、除却も含む)する場合は、事前に河川管理者へ協議し、必要な手続きを行うこと。
12. 占用許可受者を変更(占用許可物件の第三者への譲渡)する場合は、河川管理者の承認を受けなければならない。譲り受けた者は、その許可に基づく地位を承継する。
13. 占用期間が満了した場合のほか、占用の用途を廃止した場合又は占用許可が取り消された場合、河川管理者の指示に従い、占用許可受者の負担において占用に係る区域を原状に回復しなければならない。
14. 占用期間は10年以内とし、占用期間が満了した後も継続して占用するための許可申請がなされた場合は、河川管理者において改めて審査を行い、当該申請の許可を認めることも可能とする。
15. 占用許可受者は、発電設備を良好な状態に保つように維持・修繕し、占用区域内を常に良好な状態に保持しなければならない。
16. 占用許可受者は、発電設備について、その他法令に基づく保守・点検を適切に行うこと。
17. 河川管理施設の敷地内において、発電設備の点検・補修等の作業を行う場合には、事前に河川管理者へ協議し、必要な手続きを行うこと。
18. 近隣住民等からの発電設備に関する苦情・要望等については、占用許可受者の責任において対応すること。
19. 占用許可受者により設置された発電設備が起因となり発生した第三者への損害については、占用許可受者が賠償責任を負うものとする。また、発電設備が起因となり発生した河川管理施設への損害についても占用許可受者が賠償責任を負うものとする。
20. 風水害・地震等の天災で河川管理者、占用許可受者のいずれの責めにも帰すことができないものにより、河川管理施設が被災した場合の発電設備への損害(河川管理施設が復旧するまでの損失を含む)については、占用許可受者がその費用を負担するものとする。

など